

議案第9号

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区長の附属機関の部両国観光まちづくりブランドデザイン策定検討委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成25年7月に両国観光まちづくりブランドデザインを策定したことに伴い、両国観光まちづくりブランドデザイン策定検討委員会を廃止する必要がある。